

不正登記防止申出とは・・・

権利証や印鑑証明が盗まれたときなどに、不正な登記申請を防止するため登記所に「不正登記防止申出書」を提出することができる。この申出の日から 3 か月以内に登記の申請があった場合には、申出をした者にその旨が通知される。

つまり、3 か月以内に申請がなかった場合でも、不正な登記をされる恐れがある場合には、3 か月ごとに不正登記防止申出書（不動産登記準則別記第 53 号様式又はこれに準ずる様式による）を提出しておく必要があります。

この申出は、その者が登記所に出頭することができない止むを得ない事情があると認められる場合には、委任による代理人が登記所に出頭してすることができます。

詳しくは、司法書士にご相談ください。

京都市中京区堺町通竹屋町上る橋町 81 番地
水原司法書士・土地家屋調査士事務所
TEL 075-211-1487 FAX 075-221-3121